

徳島県告示第六百七十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
合同会社えんむすび	徳島市国府町和田字竹添三 一 番 地 一	みんなのいろ	徳島市国府町和田字竹添三 一 番 地 一	児童発達支援 放課後等デイ サービス	同 令和三年九月 一 日
株式会社オアシス	同 佐古一番町八番二〇 号	オアシス北島	板野郡北島町江尻字夷ノ本 二 番 地 一	同	同
株式会社 quattro	板野郡松茂町中喜来字群恵 一 八 三 番 地 一	ナチュラルキッズ	同 松茂町笹木野字灘二 三 一 一	保育所等訪問 支援	同
株式会社アイグラン	広島市西区庚午中一丁目七 番二四号	コペルプラス沖浜東教 室	徳島市沖浜東三丁目二番地 オプスフジタ二階G・H 号室	児童発達支援	同 一 日 十 月